

議案第8号

権利の放棄について

次のとおり遺贈を受ける権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

1 放棄する権利の内容

遺言者の相続財産について遺贈を受ける権利

2 遺言者

3 受遺者

大網白里市

4 遺贈の対象となる財産

(1) 土地

ア 大網白里市

667平方メートル

イ 大網白里市

165平方メートル

(2) 建物

大網白里市

66.24平方メートル

(3) 動産

ア 車両 1台

イ 預貯金

5 放棄の理由

本件の遺言は、遺言者の権利及び義務を負担する包括遺贈であり、遺言者の相続人が遺贈の対象となる財産の一部を遺留分として主張していること、

市が遺贈を受けた場合に不動産及び動産の処分、裁判所手続等の負担が生じること、遺言者の債務関係の把握が困難なこと等、将来にわたり市の負担が生じるおそれがあるため。